

# 最低限度の生活に関する これまでの意見を踏まえた検討

# 最低限度の生活に関するこれまでの検討内容

- 本検討会ではこれまでに最低限度の生活を送るために必要な水準及び検証・検討するための手法について、
  - ・ 貧困等の概念
  - ・ これまでの生活扶助基準の改定方式及び検証手法
  - ・ 生活保護世帯における生活の質の面からみた消費支出や生活実態等の分析
  - ・ 諸外国における公的扶助制度の概要などを踏まえつつ、議論を重ねてきたところ。
- 本資料では、最低限度の生活に関するこれまでの議論における主な意見について、各検討課題の論点に沿って分類・整理を行うとともに、これまでの意見を踏まえた検討課題を整理した。

## 最低限度の生活に関する検討に係る論点 [ 第2回検討会 資料1 (令和元年6月21日) ]

### 検討課題1 最低限度の生活を送るために必要な水準について

- 貧困等の概念（絶対的貧困・相対的貧困等）やこれまでの関係審議会等による検証・検討の過程やその結果等を踏まえ、今日における最低限度の生活を送るために必要な水準について、どのように考えるか。
- 最低限度の生活を送るために必要な水準を検討するにあたり、かつての審議会等において言及されているように、必要な栄養量を確保すれば十分というのではなく、社会的経費についても必要最低限の水準が確保されるべきであるとする考え方を基本として据えることについて、どのように考えるか。
- 上記の論点と関連して、「これ以上下回ってはならないという水準」について、価値観が多様化した今日の状況を踏まえて、どのように考えるか。
- どのような人が貧困であるかを測定するために用いられてきた貧困等の概念については、最低生活費を実際に算定するにあたって、どのように考慮すべきか。特に、所得や消費による金銭的な貧困指標の問題点を補うとされる「相対的剥奪」や「社会的排除」等の概念について、どのように考えるか。

### 検討課題2 最低限度の生活を送るために必要な水準を検証・検討するための手法について

- 検討課題1による「最低限度の生活を送るために必要な水準」について、具体的な検証・検討を行うにあたり、これまでの検証手法との継続性等も踏まえた上で、どのような手法が考えられるか。
- これまでの基準部会において、基準部会委員より報告のあった「MIS手法による最低生活費」「マーケット・バスケット方式による試算」「家計実態消費アプローチ」「主観的最低生活費」について、今日における最低限度の生活を送るために必要な最低生活費の算出方式として、どのように考えるか。
- それぞれの検証・検討手法について、どのようなデータが必要となるか。
- 2018年度に実施した調査研究の成果も踏まえつつ検討してみてはどうか。
  - ・ 既存の調査データを用いて、生活保護世帯の家計の状況を量と質の観点から分析。
    - ① 生活保護世帯における生活の質の面からみた消費支出の分析による家計内容の把握
    - ② 等価所得別にみた社会的必需項目の不足に関する指標等における一般世帯と生活保護世帯との比較分析
  - ・ 諸外国の公的扶助制度の現状（給付基準額の設定の考え方など）を把握した上で、参考とすべき点があるかどうかも含めて検討。

# 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

## 検討課題 1 最低限度の生活を送るために必要な水準について

(これまでの主な意見)

- 国民の賃金と資産収入によって所得水準が決まり、そこから消費水準が決まっていくので、生活保護の水準であっても、経済動向から独立して決められるわけではないが、経済成長に伸び悩みがあって、消費水準が低下することになった場合における下支えについて、セーフティーネットの役割と国民からの信頼と納得を得られる水準はどのような水準なのかということを変更して考えておく必要がある。
- 経済学における所得の定義として、資産の中には人的資本、健康資本及び金銭的資本が含まれており、それらの資産を維持しつつ消費可能な額ということになるので、単純に消費支出額だけを見ていいのかという点、例えば、人的資本や健康資本をすり減らして消費している人と比べてはいけないという点も考えなくてはならない。
- 相対的剥奪指標など生活の質ではかることにより、生活保護受給者と一般市民との生活がどれくらい違うのかということ把握することはできる。ただ、生活保護受給者の生活の質を上げるためには、金銭給付も含め、適切な支援が必要。
- 社会的排除指標は、どのような人が貧困であるか特定するためのものである。貧困というのは金銭的なものだけではなく様々な影響を受けており、そのような方々がよりディスアドバンテージな状況にあるということを知るためのものではあるが、そこから生活保護基準の最低生活費を算出することは難しい。
- 最低生活費よりも上回る所得を得ている人でも社会的排除の状態にある方はいるので、様々な貧困の議論が一緒くたになると混乱する。あくまでも最低生活費をどのように算出するのかという論点からぶれずに議論を行っていく必要がある。
- 貧困基準というときにいくつか種類があるが、例えば、相対的貧困率の算出に用いる貧困線については、国民全体の貧困の動向を測定するための数値であり、最低生活の保障水準と必ずしも同じものにはならないのではないかと。
- OECDの相対的貧困率は、国際比較のための指標としては簡便であるし、日本が諸外国と比べてどのような位置づけにあるのかを検証するという意味では有用であるが、完全に所得分布に依存して統計的に貧困線が出てくるものであり、所得分布が左にシフトすると、その分貧困線も下がることになるなど機械的に貧困線を導き出しており、最低限度の概念は含まれていないことを踏まえると、最低限度の生活を検証するという観点からは少し離れたところにある。

## 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

(これまでの主な意見) ※ 続き

- 必要最低限というものを考えるにあたり、例えば、どの年齢階級やどの世帯類型にも通じるものを明確にするのは難しいのではないかと。特に、子どもに関するものは別途考えていく必要があるのではないかと。
- カテゴリー別扶助と一般扶助という観点でみた場合、日本の場合、一般扶助の形はとっているが、実際には、各種加算という形で、カテゴリー的な要素も組み込んでいる。基準検証にあたっては、生活扶助基準の本体の話が出てから加算の話になるので、その点も考えていく必要があると思うが、ただし、カテゴリー別に考えていく場合、それに耐え得るようなデータをどうするのか検討することも必要になる。
- 生活保護が保障する生活水準というのは保護基準だけで決まるものではなく、最低生活費にもある程度の幅があると考えべきである。生活保護世帯の実際の生活を考える上では、生活保護法の運用、つまり収入認定や資産要件、資産保有の限度というものが生活水準に大きく関係してくる。ケースワーカーが行う自立へ向けた支援なども含めて、生活保護制度として行うことを総合して最低限度の生活を保障していくということではないかと。
- 何も資産がない、家具も何もないという状況で、フローのインカムだけが入っても、最低限度の生活は成り立たないとか、突発的な支出に耐えられないということも考えると、やはり資産要件についても、最低限度の生活にどれぐらい必要なのかという観点から考えなければいけない。
- 価値観が多様化した今日の状況を踏まえて、どのように考えるかという点について、価値観がどのように多様化しても、やはり憲法第25条の趣旨から健康で文化的な最低限度の生活を保障していかなければいけない。
- これまでの生活保護基準部会や社会保障審議会の中で議論されてきた社会生活の必要性や社会参加が必要であるという議論を踏まえた上で検討していくのではないかと。
- 社会とのつながりや親族とのつながりをどのように保障していくのかという点を考慮していくということも新しい機軸としてはあり得る。

# 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

## これまでの意見を踏まえた検討課題

- 生活保護において保障すべき最低生活の水準について、基本的には、一般国民の消費水準との比較における相対的なものとして設定されるという考え方に立つと、経済の変動によって、消費水準が低下することになった場合の下支えについて、
  - ① セーフティーネットの役割を果たせる水準
  - ② 国民からの信頼と納得を得られる水準という2つの観点から検討することについて、どのように考えるか。
- 前者の「セーフティーネットの役割を果たせる水準」という観点から考えた場合、現行の生活保護基準が健康で文化的な最低限度の生活を実質的に保障しているのかを検討・検証していくことについて、どのように考えるか。  
その際、貧困は金銭的なものだけではなく、様々な影響を受けることも踏まえ、生活の質的な観点から貧困を捉える相対的剥奪などの貧困概念との関係について、どのように考えるか。
- 貧困の概念を見ると、衣食住に必要な費用に着目して貧困を捉える考え方から、社会参加や健康状態等も含めた生活の質に着目して貧困を捉える考え方への変遷が見られ、また、過去の審議報告の生活保護基準に関する基本的な考え方においても、衣食住に要する費用のみでなく、社会的経費にも着目する必要性について言及している。これらの点を踏まえ、最低限度の生活を送るために必要な水準について、どのように考えるか。
- また、生活保護制度が保障する生活水準は保護基準だけで決まるものではなく、生活保護世帯の実際の生活を考える上では、資産の保有限度などを含めた制度の運用と密接に関係することから、自立へ向けた支援なども含め、総合的に検討していく必要性について、どのように考えるか。
- 一方、後者の「国民からの信頼と納得が得られる水準」という観点から考えた場合、生活保護制度が公費を財源として運営されていることやこれまでの検証結果との整合性等を踏まえて、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るというこれまでの考え方を基本とすることについて、どのように考えるか。
- 社会的経費については、一般世帯においても個別性が高い経費であり、必要となる経費も様々であることを踏まえて、どのように考えるか。
- また、生活保護受給者の社会生活自立を図っていくためには、金銭給付のみならず、適切な支援が必要であることについて、どのように考えるか。

# 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

## 検討課題 2 最低限度の生活を送るために必要な水準を検証・検討するための手法について

(これまでの主な意見)

- 消費支出に連動して水準を捉えていくというのは、高度経済成長の時には消費水準と扶助水準がともに上昇する傾向となっていたが、現在のような社会の中では下がり続けてしまうのではないかと心配がある。
- 最低生活費の算定については、これまでも様々な方法がとられてきており、歴史的に見ても、諸外国を見ても、唯一この方法が正しく何でも説明できるというような方法は残念ながら見つかっていないということが共通の理解ではないか。
- これまでに行われてきた方法や、今まだ使われていない方法も考慮に入れつつ、いくつかの方法を組み合わせながら最低生活費を検討して算出していくということしかないのではないか。
- 唯一絶対の方式がないということで、悩みながら議論していかなければいけない。探索的な方向で進めざるを得ないということではないか。
- 必要最低限というものを考えるにあたり、例えば、どの年齢階級やどの世帯類型にも通じるものを明確にするのは難しいのではないか。特に、子どもに関するものは別途考えていく必要があるのではないか。
- 人間らしい生活をするために必要なものは何であるかという点からふれずに検討することが非常に重要である。例えば、M I S手法はそのような点を考慮しているものであって、貧困を測ったり、どのような人が貧困であるかを特定するものではないが、一般市民が最低限必要であると思う生活にはどの程度の費用がかかるのかという観点で行っている手法の一つである。
- 例えば、M I Sというのは消費実態ではなく理論生計費から入るという方法なので、現行の手法の考え方とは全く異なるものであるが、そのような手法を、おそらく全てに取り入れることはできないまでも一部において取り入れるかという議論ではないか。生活扶助本体は今までと同様に、第1・十分位等の消費実態による相対的な比較によって検証を行う一方で、各種加算は理論生計費による検討を行うなど、そのような対応も可能ではないか。
- 前回の平成29年検証においては、児童の健全育成という観点で、子どもに対する様々な加算について行ったが、そこでは第1・十分位との比較という考え方は入っておらず、平均値による検討や実費相当分は上限を設けて全額支給を行う等の考え方になっており、生活扶助本体と各種加算の部分において、それぞれ異なる手法で行っている。
- 検討会における一つの解き方として、一般扶助方式の本体部分については、一般低所得のモデル世帯の消費水準との均衡を図るという考え方を採用しつつも、各種加算の部分については、実質的にカテゴリ一別の扶助を考えるために、何らかの理論的なあるいは政策的な意図を持った加算というものがあってもいいのではないかとということだと思う。

# 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

## これまでの意見を踏まえた検討課題

- 最低生活費の算定については、これまでも時代の変遷に合わせて様々な方法が採られているが、唯一この方法が正しく、何でも説明できるというような方法はないことから、これまでの検証手法も含め、多角的な観点からの検証を行い、いくつかの考え方や方法を組み合わせながら、算定していくことを基本的な方向性とするということについて、どのように考えるか。
- 最低限度の生活を考えるにあたり、どの年齢階級やどの世帯類型にも通じるものを明確にするのは難しいことを踏まえ、どのような検証・検討手法が考えられるか。
- 今年度の調査研究として実施している「MIS手法による最低生活費」や「主観的最低生活費」の研究成果を今後の検証・検討に活用する方法について、これらの検証手法の特徴を踏まえつつ、どのように考えるか。  
これまでの意見を踏まえて、例えば、
  - ・ 総体としては、これまでの検証結果との整合性等を踏まえて、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るというこれまでの考え方を基本としつつ、
  - ・ 特定の年齢階級や特定の世帯類型における生活実態から見られる需要等については、消費実態のみではなく、今回の調査研究で実施しているような理論生計費の考え方も部分的に取り入れることについて、どのように考えるか。
- 併せて、研究成果の活用方法を検討するにあたり、各検証手法の抱える課題（恣意性の排除（調査対象者の選定・選定する最低生活品目）・調査対象者数・調査対象地域など）について、どのように考えるか。
- 基準部会報告書の指摘を踏まえて、昨年度実施した「生活保護世帯における生活の質の面からみた消費支出や生活実態等の分析」の結果を踏まえ、現在の生活保護基準の水準や体系について、どのように考えるか。
- また、生活保護世帯や一般低所得世帯の生活実態を多角的に把握する観点から、このような調査・分析を継続的に実施し、今後の検証・検討に活用していくことについて、どのように考えるか。
- 諸外国の公的扶助制度について、公的扶助の制度設計や社会保障制度上の位置づけが国によって様々であり、生活保護制度との単純比較ができない中で、参考とすべき点があるかどうかも含め、どのように考えるか。

# 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

## (参考1) 生活保護世帯における生活の質の面からみた消費支出や生活実態等の分析に関する主な意見

- 最低限度の生活に関する検討を行うにあたり、生活保護世帯の家計の状況を量と質の観点から分析したところであり、第2回及び第3回検討会において、平成29年検証の生活保護基準部会報告書の指摘を踏まえて、「社会保障生計調査」や「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」のデータを用いた生活保護世帯における生活の質の面からみた消費支出や生活実態等の分析結果を示したところであり、この分析結果に関する主な意見について、以下のとおり分類・整理した。

### [分析結果全般について]

- 消費動向についてはある程度均衡がとれているようにも見えるが、一方で、剥奪指数を見るといろいろと差が見られる。これをどのように評価するか。複数の尺度、評価軸で見ていく必要があるのではないか。
- 消費支出の割合や剥奪指数の状況を見ると、生活保護制度に制約されて生活していることが色々なところで見とれる。剥奪の度合いは生活保護世帯の方が高いように思うが、これが最低生活費の問題なのか、生活保護制度の運用の問題なのかについては解釈が難しい。
- 生活保護世帯の剥奪指数が高いのは、生活の基盤となる基礎的な資産を所持していないことが要因であると思う。これは、生活の脆弱さみたいなものが剥奪指標の結果として現れているということではないか。

### [消費支出や社会的必需項目の不足に関する指標について ①]

- 消費支出については、生活保護世帯の場合、交際費や教養娯楽費がとても低くなっているが、これは一般世帯においても個人の差が大きいところであるので、どのように見るのかが非常に難しい。また、剥奪指標については、衣食住のうち食と住については、生活保護世帯も低い数値にはなっていないが、衣については、一般世帯でも見られるが、新しい下着の購入の頻度でやや足りなくなっているということが見てとれる。
- 一般世帯と比べて剥奪指標が高い項目はどれかというのがはっきりわかってきた。冠婚葬祭や下着の購入などが、現在の保護費の中で賄われていないものと解釈するべきではないかと思う。
- この冠婚葬祭に出席できないというのは、特に高齢の方などは機会も増えてくるでしょうから、人間関係が維持できないという意味でつらい状況であることが推測できるが、これから議論を深めていかなければいけない。



## 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

### [消費支出や社会的必需項目の不足に関する指標について ②]

- 急な出費については、生活保護世帯にとっての急な出費の意味するものと、一般世帯にとっての急な出費の意味するものが果たして同じなのかどうかも考えなければいけない。
- 生活保護世帯の場合、お葬式なども急な出費になり、それが保護費から別途出るものではないので、回答率が高くなっていると思うが、一般世帯でも急な出費に対応できないという回答率が高いので、これがどういうものか考える必要がある。
- 急な出費への対応が、一般世帯でも生活保護世帯でもかなり難しいというのがわかったが、生活保護についてはその余裕の持たせ方を制度の中でどのように行うのかというのは非常に難しいと思う。
- 生活保護世帯については、急な出費と生命保険の加入というのが制度的に制約があるために対応できないと回答しているのであれば、この2つは厳密な意味では剥奪項目とは言えないと思うので、分析を行う際にはこの2つの項目を抜いて考えなければいけない。

### [基準体系との関係について]

- 生活保護世帯の剥奪指数について、等価実収入が増加しても下がっていかないというのは、最低生活費が各々の世帯のニーズにより細かく対応しており、むしろ最低生活費の組み立てが上手くいっているという一つの現れではないか。むしろ、同じ所得階級であっても、生活保護世帯の方が一般世帯よりもかなり剥奪指標が高くなっていることが問題ではないか。
- 生活保護世帯の場合、等価実収入が増えても剥奪指数は下がらないという点に関して、これは比較的うまく生活保護基準が設定されているから、世帯の規模によって等価実収入を調整しても指数は落ちないのだという解釈について、そのように考えてよいかどうかというのは、今後の検討課題の中で見ていかななくてはいけないところだと思う。

# 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

## (参考2) 諸外国における公的扶助制度の概要に関する主な意見

- 最低限度の生活に関する検討を行うにあたり、諸外国の公的扶助制度の現状（給付基準額の設定の考え方など）を把握した上で、参考とすべき点があるかどうかも含めて検討することとし、第2回及び第3回検討会において「諸外国における公的扶助制度の概要」として示したところであり、この概要に関する主な意見について、以下のとおり分類・整理した。

### [公的扶助制度全般について]

- 公的扶助の制度設計、制度上の位置づけは国によって様々であり、制度の作り方も異なるので、単純に日本の生活保護をイメージして比較はできないということ、また、各種の統計も国によってその作り方が異なるので、その辺りも注意しておかなければいけない。
- そもそも諸外国の制度が、日本のように最低生活を保障するという考え方による制度であるかということが問題であり、参考とするならば、そのような考え方の違いにも留意することが必要ではないか。
- 国によっては、一般扶助ではなく、カテゴリ一別の扶助であるとか、制度の運用について、どの部分から自治体に任せているかという点などが異なっており、各国で行っている手法を直ちに直接参照することは難しいと思う。
- 他国との比較においては、制度の組み立て方が、給付水準や資産保有の要件に影響を与えており、日本の場合は、現役・高齢関係なく、生活が厳しい人に対する一般扶助である一方、他国はカテゴリ一別の扶助となっている。一般扶助の場合、モデル世帯を決めて、そこから指数を決めて展開しているが、多様な世帯へ適用する際にどうしてもきつい部分が出ると思う。ただ、一般扶助とカテゴリ一別の扶助でそれぞれメリット、デメリットがあると思うし、必ずしもカテゴリ一別の扶助がよいのかどうかという点も難しい。

### [支給要件について]

- どの国もある程度の資産保有を認めていることは共通しているのではないか。
- 急な出費への対応という点を考えると、例えば、イギリスでは、ユニバーサル・クレジットと年金クレジットでは資産の保有要件が異なっており、年齢で分けていたり、資産保有限度も分けている。他制度との関係でこのような仕組みになっている可能性もあり、日本とは年金制度もそもそも異なるので、これを直接生活保護に参照するのは難しいけれども、他国における状況を確認しておくのは重要であると思う。

## 最低限度の生活に関する検討におけるこれまでの主な意見と検討課題

### [最低生活費の設定方法（給付水準・基準体系等）等について]

- ドイツや韓国では統計データに基づいて給付水準を設定しており、日本でも統計データに基づく消費実態を踏まえて設定しているが、日本の難しさは、中位所得や第1・十分位の所得が低下した場合にどのようにするのかということであり、所得が全体として低下する中でどのように給付水準を決めるかということは難しい問題であると思う。
- ドイツの給付水準の改定方法について、物価上昇率と手取り賃金の上昇率を7対3で合算してスライドさせるというのは、年金の改定方法に並んでいるのかもしれないが、水準検証を行わない間の時期について、物価と実質賃金の動向を合わせてウエイト付けするという方法も興味深い。
- 同じ生活費の中でも費目によって異なる基準で決められている国もあり、例えば、アメリカは全て違うプログラムにしているので、費目により給付水準の設定の方法も異なり、受給資格も異なっている。日本では、生活扶助の中で様々な需要の全てに対応しているが、例えば、ドイツのように、子どもの食費と大人の食費を同じに考えて、乳幼児の食費を成人の食費の70%に設定してもよいのかという議論もあることは興味深い。

### これまで委員から報告された検証手法の概要

|     | マーケットバスケット方式                    | 実態消費アプローチ  | MIS手法                                   | 主観的最低生活費   |
|-----|---------------------------------|--|---|--|
| 概要  | 最低限必要な物量を1つ1つ積み上げて最低生活費を算出する方法。 | 赤字黒字分岐点と消費水準の抵抗線(家計がそれまでの消費パターンを維持しようと消費低下に抵抗する水準)に注目して最低生活費を算出する方法。 | 属性に近い一般市民が最低生活に必要なものを議論して決定。            | 一般市民を対象に、両極端の質問(①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か、②つましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るためにいくら必要か)を行い、主観的な最低生活費の幅を検証。 |
| 特徴  | 具体的な内訳があり、その妥当性の判断が理解しやすい。      | 家計の法則を用いて、実態生計から最低生活費を導くことができる。                                      | 一般市民自らが最低生活に必要なものを選定する点で、国民の理解が得られやすい。  | 一般市民自らが主観的最低生活費を選定する点で、国民の理解が得られやすい。   |
| 課題等 | 恣意性をどこまで排除できるのか。(選定する最低生活品目など)  | 世帯類型などの特定の条件を満たしうる詳細な収入階級別のデータサンプルをどのように確保するのか。                      | 恣意性をどこまで排除できるのか。(調査対象者の選定、選定する最低生活品目など) | 恣意性をどこまで排除できるのか。(調査対象者の選定、選定する最低生活品目など)  |

## 1. 概要

- 平成25年1月にとりまとめられた『社会保障審議会生活保護基準部会報告書』(平成25年1月18日)において、「将来の基準の検証手法を開発していくことが求められる。」とされている。
- このため、5年後の次の生活扶助基準の検証に向けて、どのような検証手法が考えられるか検討を進めていく必要がある。

## 2. 参考

- 過去の生活保護基準部会(第5回・第6回)において、数名の委員から最低生活水準を検証する手法について報告があった。その概要は以下のとおり。

### ① 岩田委員報告

- 最低生活費や貧困基準には唯一正しいものがあるのではないという観点から、異なるデータ・手法(複数のアプローチ)に基づき算出した最低生活費を比較。
- 実態消費アプローチとしては、可処分所得と消費水準の赤字黒字分岐点と、消費水準の抵抗点(家計がそれまでの消費パターンを維持しようと消費低下に抵抗する水準)に注目して算出。
- 2008～2009年に実施された科学研究費助成事業「流動社会」における生活最低限の理論的・実証的研究」による20～40代の低所得単身者の家計簿データと、2004年の全国消費実態調査のデータを利用。

## ①の続き（参考：2008年に労働運動総合研究所で金澤誠一教授が行った試算）

第16回生活保護基準部会  
資料4（抜粋）（H26.3.4）

- 最低限必要な物量を1つ1つ積み上げるマーケットバスケット方式。
- 労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を把握するために「持ち物財調査」や「生活実態調査」、「価格調査」を実施。
- 家具・家事用品、被服履物、教養娯楽耐久財、教養娯楽用品、身の回り用品などについては、「持ち物財調査」で原則7割以上の保有率の物を「人前に出て恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品を考えた。
- 各費目については、様々な調査を基に金額を算出。例えば、住居費については、民間借家を想定し、居住面積は住生活基本計画による最低居住面積水準に基づき、家賃については、住宅情報誌に基づき家賃を調査し、その最低価格を採用。

## ②阿部委員報告

- 最低生活の中身や価格などについて、専門家ではなく、（属性が近い）一般市民が最低生活に必要なものを議論して決定する。（MIS手法）。
- 何が最低必要かを定めるだけでなく、なぜそれが最低必要かを話し合い、納得することを異なるグループで複数回行うことにより、合意形成を促す。また、個人単位でニーズを考える、架空の人物を設定する、どこでどのように入手するかも事例に基づき参加者が決定する、などの特徴がある。
- 課題として、事例の設定の妥当性や参加者の属性、定義の共有、特別な日の内容と費用決定の困難さ、など。

## ③山田委員報告

- 専門家ではなく一般市民が合意できる最低生活費を模索するため、インターネット調査による市民参加型の簡易な測定方法を試行。
- インターネット上で「①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か」「②つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要か」という2種類の調査を行い、主観的な最低生活費の幅を検証。①と②は、自分と家族にとっての最低限必要な生活費を考える場合の両極端と考えられる。
- 消費項目は、月単位での必要消費として15項目、年単位での必要消費として11項目。各消費項目ごとにいくら必要か回答。<sup>13</sup>

# 令和元年度に実施している調査研究

○ これまでの生活保護基準部会において委員より報告のあった最低生活水準の検証手法のうち、以下の手法に関する調査研究を実施中。

|               | マーケットバスケット方式  | M I S手法<br>(minimum income standard)   | 主観的最低生活費  |
|---------------|---|--|---|
| 検証手法の概要       | 最低限必要な物量を1つ1つ積み上げて最低生活費を算出する方法。   | 属性に近い一般市民が最低生活に必要なものを議論して決定する方法。   | 一般市民を対象に、最低生活費に関する両極端の質問を行い、主観的な最低生活費の幅を検証する方法。   |
| 事業名           | 国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式  | M I S手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業   | 主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業   |
| 事業の目的         | 生活保護制度において過去採用されていた「マーケットバスケット方式」について、国内外の実践又は研究されている事例を収集し、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料を得ることを目的とする。  | 一般市民の合意形成による現時点における最低生活費の算出を試みることにより、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料を得ることを目的とする。  | 最低限度の生活の認識に関するモニター調査を行い、一般国民における最低限度の生活の認識を明らかにするとともに、現時点における主観的最低生活費の算出を試みることにより、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料を得ることを目的とする。  |
| 事業概要          | <p>1) 事例収集の対象</p> <p>国内：生活保護制度又は貧困研究に関する研究事例</p> <p>諸外国：衣食・光熱水道費等日常生活に要する費用に関する現金給付の施策、最低生活費に関連した貧困研究又は社会保障施策に関する研究事例</p> <p>※調査対象国は、ドイツ、スウェーデン、韓国などを予定</p> <p>2) 主な調査事項</p> <p>① マーケットバスケットの対象品目</p> <p>② ①の選定方法</p> <p>③ 当該品目の購入に要する費用の換算方法</p> <p>3) 調査手法</p> <p>文献調査及びヒアリング調査</p> | <p>1) M I S手法による最低生活費の算定</p> <p>M I S手法に基づき、一般市民を対象としたグループインタビューにおいて「最低生活」を定義するとともに、その生活を充足するために必要な物品やサービスを具体的に全てリストアップし、最低生活費を積算する。</p> <p>2) M I S手法による最低生活費と生活保護基準の比較</p> | <p>1) アンケート調査の実施</p> <p>以下の2種類の調査を実施し、主観的最低生活費を把握する。</p> <p>K調査：切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か</p> <p>T調査：つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るためにいくら必要か</p> <p>2) K調査・T調査の主観的最低生活費の比較</p> <p>K調査・T調査の最低生活費を世帯類型や級地別、所得分布による比較を行う（生活保護基準との分析も実施）。</p> <p>3) 主観的最低生活費の規定要因の分析</p> <p>K調査・T調査の主観的最低生活費の規定要因（所得、資産、年齢等）について分析する。</p> |
| 実施主体<br>(委託先) | みずほ情報総研株式会社   | 公立大学法人首都大学東京   | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  |

※ 現在、事業実施中のため、事業概要については変更があり得る。